

# **関東管区警察局首都直下地震対応 業務継続計画**

**令和7年4月1日  
関東管区警察局**

第1章 総則	1
第1節 本計画の目的	1
第2節 実施方針等	1
第1 実施方針	1
第2 適用範囲	1
第3節 被害想定	1
第2章 業務継続実施責任者等	2
第1節 業務継続実施責任者	2
第2節 業務継続実施副責任者	2
第3章 非常時優先業務	3
第1節 業務の分類及び発災時における執務の方針	3
第1 業務の分類	3
第2 災害時における執務の方針	3
第2節 非常時優先業務の特定	3
第1 業務影響分析の実施	3
第2 非常時優先業務の特定	4
第3節 人員の把握	4
第4章 業務継続のための執務体制の確立	4
第1節 体制の確保	4
第2節 安否確認	5
第1 職員等の安否確認	5
第2 安否確認の方法	5
第3節 参集	5
第1 参集	5
第2 平素からの措置	5
第5章 業務継続のための執務環境等の整備	6
第1節 庁舎機能の確保等	6
第1 庁舎	6
第2 電力	6
第3 エレベーター	6
第4 什器転倒防止措置	6
第2節 負傷者等への対応	6
第1 負傷者の救護等	6
第2 来庁者への対応	6
第3 帰宅が困難となった職員等への対応	7
第3節 備蓄等	7
第1 備蓄食糧等の管理	7
第2 事務用物資等の管理	7
第4節 代替施設	7

第1	代替施設の整備・多重化	7
第2	災害警備本部等の移転	7
第3	移動方法	7
第5節	情報通信の確保等	7
第1	情報通信の確保	7
第2	情報システムの維持	7
第6章	教養訓練	8

(別添1)

都心南部直下地震が発生した場合に想定される被害

(別添2)

業務の分類

## 第1章 総則

### 第1節 本計画の目的

この計画は、国家公安委員会・警察庁防災業務計画に定めるもののほか、首都直下地震（首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第2条第1項に定める首都直下地震をいう。以下同じ。）が発生した場合において、関東管区警察局（以下「管区警察局」という。）の局内各課及び高速道路管理室（以下「各課等」という。）が、各種の業務阻害要因に適切に対処しつつ、優先度が高い業務の継続性を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2節 実施方針等

#### 第1 実施方針

この計画の実施に当たっては、管区警察局の各部門が相互に連携して総合力を發揮するとともに、関東管区内各県警察の行う業務継続との調整を図り、首都直下地震発生時における治安の確保に万全を期すとともに、関係機関とも連携し、総合的な業務継続の推進に寄与するよう努めるものとする。

なお、この計画の内容については絶えず検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更するものとする。

#### 第2 適用範囲

この計画は、各課等に適用する。

### 第3節 被害想定

首都直下地震は、発生の様相が極めて多様であることから、この計画においては、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月28日閣議決定。以下「政府業務継続計画」という。）により示された各府省等が想定すべき被害を、首都直下地震対策を検討する上での中心となる被害であると想定する。

この場合において、さいたま新都心合同庁舎2号館（以下「管区警察局庁舎」という。）は、制振構造を有しており、設備等を含めて大きな被害はないと思われるが、予想される管区警察局庁舎の庁舎機能の状況及び対策については、表1のとおりである。

なお、政府業務継続計画の策定に当たっては、中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策検討ワーキンググループから示された「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月。以下「報告書」という。）において想定する震度分布や被害様相が念頭に置かれているが、報告書において防災・減災対策の対象として設定されている都心南部直下地震が発生した場合に想定される被害は別添1のとおりである。

表1 ライフライン途絶時の管区警察局庁舎の庁舎機能の状況及び対策

機能	状況及び対策				
電力	<p>管区警察局庁舎については、非常用自家発電機により7日間の電力供給が可能である。なお、非常用自家発電機の稼働時の電力供給状況は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照明 30%程度点灯</li> <li>・ 電源 非常用コンセントのみ使用可能</li> <li>・ 総合対策室は、すべての電源を賄える容量を供給可能</li> <li>・ エレベーター 非常用2台、常用2台に制限</li> </ul> <p>※ 商用電源の停電は1週間継続する。          (※は、政府業務継続計画により示された各府省等の業務継続計画において想定すべき被害。以下同じ。)</p>				
通信	<p>警察電話については、非常用電源の確保により通常時とほぼ同様に使用可能。</p> <p>※ 商用電話回線（固定電話及び携帯電話）の不通は1週間継続する。</p>				
上下水道	<p>管区警察局庁舎については、災害発生と同時に給水停止。なお、ポンプの電源を非常用自家発電機に切り替えると、</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>飲料水</td> <td>30%の在館人員で7日間</td> </tr> <tr> <td>雑用水</td> <td>30%の在館人員で7日間</td> </tr> </table> <p>排水 30%の在館人員で7日間</p> <p>の供給が可能であるが、引き続き飲料水、簡易トイレの更なる確保に努めるものとする。</p> <p>※ 断水は1週間継続する。</p> <p>下水道の利用支障は1か月継続する。</p>	飲料水	30%の在館人員で7日間	雑用水	30%の在館人員で7日間
飲料水	30%の在館人員で7日間				
雑用水	30%の在館人員で7日間				

## 第2章 業務継続実施責任者等

### 第1節 業務継続実施責任者

各課等に業務継続実施責任者を置き、各課等の長をもって充てる。業務継続実施責任者は、首都直下地震の発生時に的確に業務継続を推進するため、この計画に定められた業務を行うものとする。

### 第2節 業務継続実施副責任者

各課等に業務継続実施副責任者を置き、各課等の調査官（調査官が不在の場合にあっては各課等の長が指定する管理官又は課長補佐。以下同じ。）をもって充てる。業務継続実施副責任者は、業務継続実施責任者を補佐し、業務継続実施責任者に事故が

あるときは、その業務を代行するものとする。

### 第3章 非常時優先業務

#### 第1節 業務の分類及び発災時における執務の方針

##### 第1 業務の分類

業務継続実施責任者は、首都直下地震の発生に備え、所掌する業務をあらかじめ災害応急対策業務（関東管区警察局防災業務計画第2編第1章第2節に示される災害発生時における措置をいう。以下同じ。）、継続の必要性の高い通常業務（電力・通信等のライフライン及び公共交通機関の途絶並びに職員及び職員家族の被災等人的・物的資源に制約がある状況下においても、災害応急対策業務と並行して継続する必要性の高い業務をいう。以下同じ。）、管理事務（災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務をいう。以下同じ。）及びその他の通常業務に分類するものとする。

##### 第2 災害時における執務の方針

- 1 各課等は、首都直下地震が発生した場合には、非常時優先業務及び管理事務の実施に必要な人的・物的資源を確保するため、その他の通常業務は、積極的に休止し、又は非常時優先業務及び管理事務の実施に影響を及ぼさない範囲で実施するものとする。
- 2 各課等は、被害の拡大状況や非常時優先業務の実施状況等を踏まえつつ、限られた人員を柔軟に運用することで、非常時優先業務の実効性が最大限確保されるよう努めるものとする。また、管理事務は、非常時優先業務の実施を支える重要な役割を担っていることから、その要員を確実に確保するものとする。
- 3 各課等は、電力・通信などのライフライン及び公共交通機関の復旧などにより、その他の通常業務の実施に必要な人的・物的資源が確保されたときは、他の通常業務を順次再開するものとする。
- 4 業務継続実施責任者は、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう留意するものとする。

#### 第2節 非常時優先業務の特定

##### 第1 業務影響分析の実施

- 1 業務継続実施責任者は、非常時優先業務を特定するに当たっては、個々の業務が停止した場合に、国民生活等に与える社会的影響を評価する分析（以下「業務影響分析」という。）を行うものとする。
- 2 業務影響分析は、業務が2週間程度停止した場合を想定し、その影響の重大性を表2の基準に基づき評価することにより行うものとする。

表2 業務停止に伴う影響の重大性の基準

影響の重大性		業務が停止することに伴い生じる影響の程度
レベルI	軽微	社会的影響はわずかにとどまる（ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識しても許容可能な範囲であると理解する。）。
レベルII	小さい	若干の社会的影響が発生する（大部分の人は許容可能な範囲であると理解する。）。
レベルIII	中程度	社会的影響が発生する（社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人は許容可能な範囲であると理解する。）。
レベルIV	大きい	相当な社会的影響が発生する（社会的な批判が発生し、過半の人は許容可能な範囲外であると考える。）。
レベルV	甚大	甚大な社会的影響が発生する（大規模な社会的批判が発生し、大部分の人は許容可能な範囲外であると考える。）。

## 第2 非常時優先業務の特定

業務継続実施責任者は、業務影響分析の結果、影響の重大性が「中程度（レベルIII）」以上と評価した業務を非常時優先業務とし、影響の重大性が「小さい（レベルII）」以下にとどまると評価した業務については、原則として非常時優先業務から除外するものとする。

なお、各課等における非常時優先業務及び管理事務は、別添2のとおりとする。

## 第3節 人員の把握

業務継続実施責任者は、職員の一部が業務に従事できないことを前提に、非常時優先業務及び管理事務を実施するために必要な人員をあらかじめ把握しておくものとする。特に、非常時優先業務について専門的な知識を有する職員が必要となる場合には、当該職員の代替職員をあらかじめ定めておくなどの措置を講ずるものとする。

## 第4章 業務継続のための執務体制の確立

### 第1節 体制の確保

各課等は、首都直下地震が発生したときは、関東管区警察局防災業務計画、緊急事態における関東管区警察局の組織に関する訓令等（処務規程・細目通達）に定められているところにより招集を行い、非常時優先業務を実施するための体制を確保するものとする。

なお、職員は、参集に際し、必要と認められる衣類等を持参するものとする。

### 第2節 安否確認

#### 第1 職員等の安否確認

各課等は、首都直下地震が発生したときは、職員及びその家族の安否を確認するものとする。

#### 第2 安否確認の方法

- 1 職員は、首都直下地震が発生したときは、職員自身及びその家族の安否について、各課等の次席又は高速道路管理官付補佐（以下「次席等」という。）に報告するものとする。
- 2 次席等は、集約した職員及びその家族の未確認を含む安否情報を災害警備本部の警務班に報告するものとする。
- 3 災害警備本部の警務班は、安否が確認できない職員及びその家族の情報を集約し、一斉メールにより安否を確認するものとする。
- 4 地震発生後は、電話による通話が困難になりやすいことから、安否確認及びその報告は、原則として携帯電話の電子メール等を活用して行うこととするので、各課において、迅速な安否確認ができるよう職員に徹底しておくこと。

### 第3節 参集

#### 第1 参集

1 職員は、首都直下地震が発生したときは、緊急事態における関東管区警察局の組織に関する訓令（平成18年関東管区警察局訓令第2号。以下「緊急事態訓令」という。）に定めるところにより、管区警察局庁舎、東京都小平市に所在する関東管区警察学校庁舎その他局長が適当と認める施設（以下「代替施設」という。）に参集し、非常時優先業務を実施するものとする。

なお、職員は、参集に際し、必要と認められる衣類等を持参するものとする。

2 広域調整第二課は、災害警備本部等（関東管区警察局防災業務計画第2編第1章第2節に示される災害発生時における管区警察局の警備体制をいう。以下同じ。）の機能を代替施設に移転する必要が生じた場合、代替施設への参集を携帯電話、非常参集メール等を活用し、速やかに職員等に伝達するものとし、伝達を受けた職員は代替施設に参集するものとする。

3 災害警備本部等又は業務継続実施責任者から参集に関する特別な指示がある場合は、当該指示を受けた職員はその指示に従うものとする。

#### 第2 平素からの措置

- 1 業務継続実施責任者は、所属職員について、氏名、参集場所、所要時間、任務

等の情報を適切に管理するとともに、所属職員に参集要領を周知しておくものとする。

- 2 職員は、発災時には公共交通機関が利用できない可能性が高いこと、及び道路についても火災や建物の倒壊等により通行できなくなる可能性があることを念頭に置き、平素から訓練等を通じ、管区警察局及び代替施設への複数の参集経路、参集方法及び参集に要する時間を確認するものとする。

## 第5章 業務継続のための執務環境等の整備

### 第1節 庁舎機能の確保等

#### 第1 庁舎

- 1 各課等は、首都直下地震が発生したときは、庁舎の破損の有無を確認し、必要な場合は、会計課に通報の上、立入禁止等の措置を講じるものとする。
- 2 会計課は、首都直下地震が発生したときは、各種業務を継続するために必要な庁舎内施設の利用制限を行うとともに、庁舎の機能維持に必要な警備、清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請するものとする。

#### 第2 電力

- 1 各課等は、非常時優先業務を実施するために必要な機器を平素から非常用電源コンセントに接続しておくものとする。
- 2 各課等は、非常用自家発電機による電力供給が行われたときは、非常時優先業務を実施するために必要な電力以外の電力の使用を抑制するものとする。

#### 第3 エレベーター

各課等は、首都直下地震の発生に伴い、庁舎内のエレベーターにおいて救助をする事案の発生を確認した場合は、会計課に通報するものとする。  
なお、会計課は、庁舎管理者等と連携し、必要な措置をとるものとする。

#### 第4 什器転倒防止措置

各課等は、地震の発生に備え、執務室等の書棚、ロッカー、テレビ、プリンター等の転倒及び落下を防止するための措置をとるものとする。また、資料等の散逸防止を図るため、書棚、ロッカー等の施錠に努めるものとする。

### 第2節 負傷者等への対応

#### 第1 負傷者の救護等

- 1 各課等は、首都直下地震の発生に備え、管区警察局の各課は負傷者の応急救護に必要な救護用品を、会計課は職員等の救助活動に必要な救助用資機材を確保しておくものとする。
- 2 各課等は、首都直下地震の発生により負傷者が生じたときは、救護用品を活用して応急救護処置を行うとともに、必要により、医療機関に搬送するものとする。
- 3 災害警備本部の警務班は、負傷者の応急救護処置や医療機関への連絡、搬送の支援を行うものとする。

#### 第2 来庁者への対応

- 1 各課等は、首都直下地震の発生により来庁者を庁舎内に一時待機させる必要があると認めたときは、非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲内において、来庁者を一時待機させるものとする。
- 2 各課等は、庁舎内に一時待機している来庁者の待機時間が長時間にわたるなど、非常時優先業務の実施に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、災害警備本部等、会計課及び庁舎管理者等との調整の下、来庁者を帰宅困難者受入れ施設に案内又は誘導するものとする。

### 第3 帰宅が困難となった職員等への対応

各課等は、首都直下地震が発生したときは、交通機関の途絶等により帰宅が困難となった職員等の一時待機場所を確保するものとする。

## 第3節 備蓄等

### 第1 備蓄食糧等の管理

会計課及び広域調整第二課は、首都直下地震の発生時において、食料等が入手困難となった場合に備え、備蓄食糧等の適切な補給及び管理を図るものとする。

### 第2 事務用物資等の管理

各課等は、首都直下地震の発生時において事務用物資等が入手困難となった場合に備え、非常時優先業務の実施に必要な事務用物資等の適切な管理を図るものとする。

## 第4節 代替施設

### 第1 代替施設の整備・多重化

管区警察局の各部は、首都直下地震の発生時において、管区警察局庁舎がその機能を喪失した場合を想定し、災害警備本部等の機能を移転し得る代替施設の整備・多重化に努めるものとする。

### 第2 災害警備本部等の移転

各課等は、管区警察局庁舎の安全が確保されていない場合は、緊急事態訓令第6条第2項の規定により、災害警備本部等を速やかに代替施設に移転するものとする。

### 第3 移動方法

代替施設への移動は、徒歩又は自転車等の利用により行うこととする。

## 第5節 情報通信の確保等

### 第1 情報通信の確保

- 1 情報通信部は、管区警察局庁舎及び代替施設において、災害発生時の被災状況の把握や迅速・的確な指揮命令、非常時優先業務の実施に必要な情報通信を円滑に確保するため、耐災害性の高い警察通信施設及び情報システムの整備を進めるとともに、維持管理を適切に実施する。
- 2 情報通信部は、災害警備本部等の立ち上げや警察庁、管区内各県情報通信部、通信事業者等との連絡調整を行う担当職員の代替職員及び代替施設において通信機器を運用管理する担当職員を指名するなど、担当職員等の不在に対応した体制

の確保を図るものとする。

## 第2 情報システムの維持

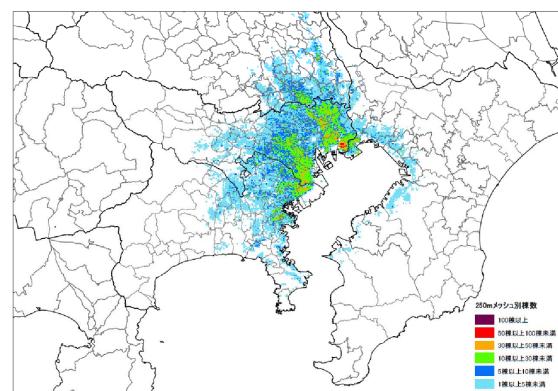
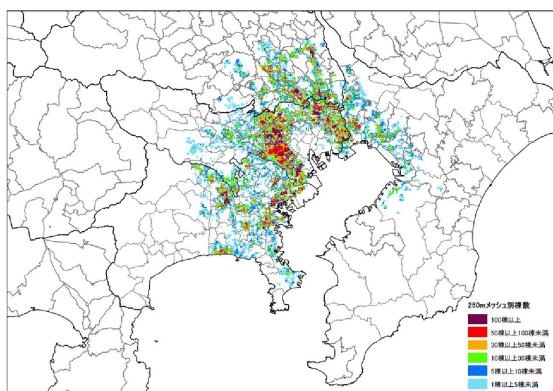
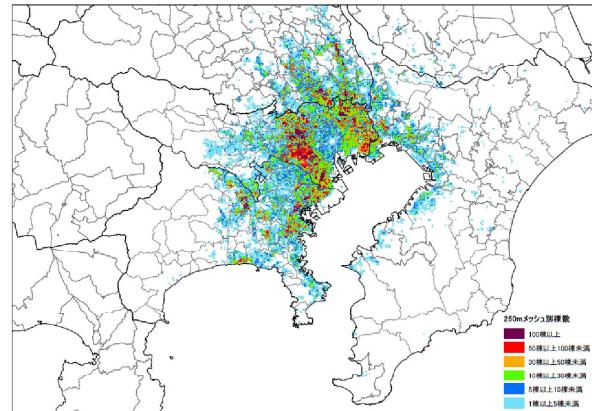
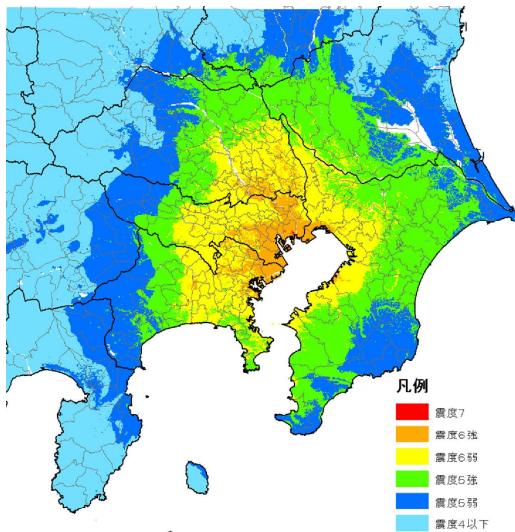
情報通信部は、各種情報システムを運用する担当職員の不在に対応した体制の確保を図るとともに、各種情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、関係事業者等との連絡体制を整備するなど、関係事業者等と連携した障害の対処体制を確保するものとする。

## 第6章 教養訓練

- 1 各課等は、職員等に対し本計画に関する教養、招集・参集訓練、発災時を想定した初動措置訓練等（以下「訓練等」という。）を実施し、業務継続について周知徹底を図るものとする。
- 2 広域調整第二課は、訓練等を計画・実施するとともに、その実施結果を検証し、今後実施する訓練等に反映させるほか、非常参集メールの点検を兼ね、災害警備本部等の本部員に対する呼出訓練を適宜実施するものとする。
- 3 情報通信部は、災害警備本部等の立上げ、非常時優先業務の実施に必要となる通信資機材の展開等を確実に行うことができるよう、警察庁等と連携した訓練を実施するとともに、担当職員の不在に備え、代替職員に対する各種情報システムの操作方法の教養等を実施するものとする。

## 別添 1

### 都心南部直下地震が発生した場合に想定される被害



#### ○ 被害想定の概要

##### 【人的・物的被害】

- 建物倒壊による死者：最大 約11,000人（冬・深夜）
- 火災による死者：最大 約16,000人（冬・夕・風速8 m/s）  
※ 建物倒壊等と合わせて最大 約23,000人（冬・夕・風速8 m/s）
- 揺れによる建物被害に伴う要救助者：最大 約72,000人（冬・深夜）
- 揺れによる全壊家屋：約175,000棟
- 地震火災による焼失：約412,000棟（冬・夕・風速8 m/s）  
※ 倒壊等と合わせて最大 約610,000棟（冬・夕・風速8 m/s）

出典：「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」  
平成25年12月中央防災会議・首都直下地震対策検討ワーキンググループ

## 【ライフライン】

- ・ 上水道（給水人口約4,656万人中）  
被災直後：断水人口最大で約1,440万人（全体の約3割）が断水する。  
復旧推移：発災約1か月後には、ほとんどの断水の状況が解消される。
- ・ 下水道（処理人口約3,858万人中）  
被災直後：最大で約150万人（全体の数%程度）が利用困難になる。  
復旧推移：発災約1か月後には、ほとんどの地域で利用支障が解消される。
- ・ 電力  
被災直後：最大約1,220万軒（全体の約5割）が停電する。  
復旧推移：供給側設備の被災に起因して、広域的に停電が発生する。主因となる供給側設備の復旧には1か月程度を要する。
- ・ 通信（固定電話回線数約968万回線中）  
被災直後：固定電話は、最大で470万回線（全体の5割）での通話支障が生じる。  
　　携帯電話は、基地局の非常用電源による電力供給が停止する  
　　被災1日後に停波基地局率が最大となる。なお、被災直後は輻輳により大部分の通話が困難となる。  
　　インターネットへの接続は、固定電話回線の被災や基地局の停波の影響により利用できないエリアが発生する。  
復旧推移：固定電話は、発災直後に需要家側の固定電話端末の停電等の理由から広域的に通話ができなくなる。停電の解消に約1か月程度を要するので、固定電話の復旧にも約1か月程度を要する。  
　　携帯電話においても、基地局の停電の影響を受け、復旧に約1か月程度を要する。
- ・ ガス（都市ガス）  
被災直後：最大約159万户で供給が停止する。  
復旧推移：安全措置のために停止したエリアの安全点検やガス導管等の復旧により供給停止が徐々に解消され、供給停止が多い地域においても約6週間で供給支障が解消する。

出典：「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」

平成25年12月中央防災会議・首都直下地震対策検討ワーキンググループ

## 【交通施設被害】

- 道路

橋梁・高架橋の落橋・倒壊等の機能支障に至る大被害は首都地域内で約50か所発生する。

首都地域内の高速道路（高速自動車国道及び首都高速道路）については、阪神・淡路大震災以降、耐震補強が進んでいる。また、新潟県中越地震及び東日本大震災において、耐震補強後の橋梁について修復に長期を要する被害を受けた事例がなかったことを踏まえ、今回は大被害の発生は想定しない。

- 鉄道

機能支障に至る鉄道構造物の中小被害（短期的には耐荷力に影響のない損傷）が首都地域内の鉄道（JR・私鉄・地下鉄計）で約840か所発生する。

- 港湾

東京湾内の重要港湾にある923の岸壁のうち、地震発生直後に約250の岸壁が被害を受ける。

- 空港

羽田空港、成田空港のターミナルビルは十分に耐震強化されており、発券業務、C I Q機能等の停止による機能停止の可能性は小さい。

羽田空港については、液状化により4本中2本の滑走路の一部について使用不能となる可能性がある。

アクセス交通の寸断により、空港が孤立する可能性がある。

東京管制部は十分な耐震性とバックアップ体制を備えており、管制業務停止による機能支障の発生する可能性は小さい。

## 【生活への影響】

- エレベータ内閉じ込め

住宅、オフィスの被災及び停電により、エレベータ内における閉じ込め事故が多数発生し、最大で約1万7千人が閉じ込められる。

- 道路閉塞

建物倒壊や焼失等により幅員の狭い道路を中心に道路が閉塞し、通行支障が発生する。

出典：「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」

平成25年12月中央防災会議・首都直下地震対策検討ワーキンググループ

【警務課】

## 業務の分類

業務内容	
非常時優先業務	災害応急対策業務
	警察庁、各管区警察局、管区内各県警察及び関係機関からの情報収集・連絡に関すること
	国民への情報伝達に関すること
	車両・警察装備品等の支援に関すること
	留置管理に関すること
継続の必要性の高い通常業務	国民への情報伝達に関すること(災害関連情報を除く。)
	局長の秘書業務に関すること
	留置事故・特異事案に係る管区内各県警察からの情報収集に関すること
	被疑者取調べ監督に関すること(関東管区警察局の警察官の指揮の下で行われる被疑者取調べの監督等に限る。)
	個人情報の保護に関すること(災害に関連する連絡・調整・指導)

※ 上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の募集・収集に関する管理事務及び関東管区警察局全体の非常時優先業務を遂行するに当たり必要な安否確認等に関する管理事務を行う。

【会計課】

## 業務の分類

※ 上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の募集・参考に関する管理事務及び関東管区警察局全体の非常時優先業務を遂行するに当たり必要な安否確認等に関する管理事務を行う。

【監察課】

## 業務の分類

業務内容	
非常時優先業務	災害応急対策業務
	意見・要望等への対応に関すること

※ 上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務及び関東管区警察局全体の非常時優先業務を遂行するに当たり必要な安否確認等に関する管理事務を行う。

## 【広域調整第一課】

## 業務の分類

業務内容	
災害応急対策業務	<p>警察庁、各管区警察局、管区内各県警察及び関係機関からの情報収集・連絡に關すること</p> <p>管区内各県警察における警察活動の調整等に關すること</p> <p>防犯ボランティアの受け入れに關すること</p> <p>警察通信指令に關すること(災害対策に係るものに限る。)</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法(第26条の事務に關することに限る。)の施行に關すること</p> <p>警察災害派遣隊の派遣等広域的な応援のための措置に關すること</p>
非常時優先業務	<p>犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に關すること</p> <p>犯罪の予防一般に關すること</p> <p>警備業法の施行に關すること</p> <p>行方不明者その他応急の救護を要する者の保護に關すること</p> <p>地域警察官の行う街頭活動に關すること</p> <p>水上警察に關すること</p> <p>鉄道警察に關すること</p> <p>警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に關すること</p> <p>水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助に關すること</p> <p>警察通信指令に關すること(災害対策に係るものを除く。)</p> <p>児童虐待及び少年を被害者とする犯罪の防止及び被害少年の保護に關すること</p> <p>少年の福祉を害する犯罪の取締りに關すること</p> <p>火薬類の運搬及び取締りに關すること</p> <p>高圧ガスその他の危険物の取締りに關すること</p>

	核燃料物質等、放射性同位元素等、特定物質及び届出対象病原体等の運搬に関すること
	銃砲刀剣類所持等取締法(第26条の事務に関するることを除く。)の施行に関すること
	重大サイバー事案に関すること
	サイバー攻撃事案発生時の連携に関すること
	環境関係事犯の取締りに関すること
	保健衛生関係事犯の取締りに関すること
	経済関係事犯等の取締りに関すること
	捜査共助に関すること
	社会的反響が大きく、管区警察局の指導・調整が必要となる犯罪の捜査に関すること
	北関東広域捜査隊の運用に関すること
	暴力団対策に関すること
	薬物銃器事犯の取締りに関すること

※ 上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務及び関東管区警察局全体の非常時優先業務を遂行するに当たり必要な安否確認等に関する管理事務を行う。

## 【広域調整第二課】

## 業務の分類

業務内容	
非常時優先業務	災害応急対策業務
	警察庁、各管区警察局、管区内各県警察及び関係機関からの情報収集・連絡に関すること
	現地災害対策本部及び被災県警察への職員の派遣・連携に関すること
	警察災害派遣隊の派遣等広域的な支援のための措置に関すること
	管区内各県警察における警察活動の調整等に関すること
	緊急交通路の指定等に関すること
	警備犯罪の取締りに関すること
	「テロ、ゲリラ」事件等重大事案が発生した際の関連情報の収集・分析に関すること
	サイバー攻撃事案が発生した際の関連情報の収集・分析に関すること
	警衛・警護に関すること
	大規模警備の実施に関すること
	重要施設に対する警戒警備の調整等に関すること
	テロリストの侵入を防止するための水際対策に関すること
	警察用航空機の運用に関すること
	広域又は大規模な交通規制・管制に係る連絡調整に関すること
	交通情報に関すること
	交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること

※ 上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務及び関東管区警察局全体の非常時優先業務を遂行するに当たり必要な安否確認等に関する管理事務を行う。

## 【高速道路管理室】

## 業務の分類

業務内容	
非常時優先業務	災害応急対策業務
	警察庁、各管区警察局、管区内各県警察及び関係機関からの情報収集・連絡に関すること
	緊急交通路の指定に伴う連絡及び調整に関すること
	高速道路における交通情報に関すること
	高速道路における交通規制・管制についての連絡調整に関すること
	高速道路における交通事故・事件の捜査及び処理に関すること
	高速道路系波無線の通信統制及び非常電話の受理に関すること
	各県高速道路交通警察隊、道路管理者その他関係機関との連携及び協議に関すること

※ 上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務及び関東管区警察局全体の非常時優先業務を遂行するに当たり必要な安否確認等に関する管理事務を行う。

【通信庶務課】

## 業務の分類

業務内容	
非常時優先業務	災害応急対策業務
	警察庁、各管区警察局及び管内各県情報通信部等からの情報収集・連絡に関すること
	通信資機材の支援に関すること
	情報通信職員の受援に関すること
継続の必要性の高い通常業務	局内各課との連絡・調整及び照会への対応に関すること
	管理換業務に関すること
	部内の事務の総合調整に関すること
	通信統制官の業務に関すること

※ 上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の募集・参集に関する管理事務及び関東管区警察局全体の非常時優先業務を遂行するに当たり必要な安否確認等に関する管理事務を行う。

## 【機動通信課】

## 業務の分類

業務内容	
非常時優先業務	災害応急対策業務
	警察庁、各管区警察局及び管内各県情報通信部等からの情報収集・連絡に関すること
	通信手段の機能の確認、回復等通信の確保に関すること
	通信制限による災害警備活動に必要な通信の確保に関すること
	幹線通信の確保のための応急措置に関すること
	通信資機材の支援に関すること
	情報システムの機能の確認及び回復に関すること
	警察災害派遣隊の派遣等広域的な応援のための措置に関すること
	継続の必要性の高い通常業務
	局内各課との連絡・調整及び照会への対応に関すること
	総合監視業務に関すること
	総括広域及び広域システム保全調整官の業務に関すること
	通信調整官の業務に関すること
	電話交換業務に関すること
	情報システムの管理及び運用に関すること
	警備・捜査等の通信運用の実施等に関すること
	警察通信運用業務の指導等(緊急に対処する必要があるものに限る。)に関すること
	警察通信施設の重要障害への対応に関すること

※ 上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務及び関東管区警察局全体の非常時優先業務を遂行するに当たり必要な安否確認等に関する管理事務を行う。

## 【通信施設課】

## 業務の分類

業務内容	
非常時優先業務	警察庁、管内各県情報通信部等からの情報収集・連絡(通信事業者等及び警察通信施設に関する被害状況等)に関すること 通信手段の機能の確認、回復等通信の確保に関すること 臨時電話回線・専用線及び臨時無線局開設等関連業務に関すること 警察災害派遣隊の派遣等広域的な応援のための措置に関すること
継続の必要性の高い通常業務	局内各課との連絡・調整及び照会への対応に関すること 電話回線・専用線等料金関連業務に関すること 通信施設の障害発生時における物品の調整等の業務に関すること 障害対応(災害応急対策業務を除く重要障害対応)に関すること 無線局の混信・妨害事案への対応に関すること

※ 上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務及び関東管区警察局全体の非常時優先業務を遂行するに当たり必要な安否確認等に関する管理事務を行う。

## 【情報技術解析課】

## 業務の分類

業務内容	
非常時優先業務	災害応急対策業務
	警察庁、各管区警察局及び管内各県情報通信部等からの情報収集・連絡に関すること
	情報技術解析用資機材の支援に関すること
継続の必要性の高い通常業務	局内各課との連絡・調整及び照会への対応に関すること
	情報セキュリティ侵害事案等発生時の対応に関すること
	サイバー攻撃事案に係る緊急対処等に関すること
	犯罪の取締りのための技術支援業務に関すること
	警察情報システムの管理に関すること

※ 上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・収集に関する管理事務及び関東管区警察局全体の非常時優先業務を遂行するに当たり必要な安否確認等に関する管理事務を行う。

【サイバー特別捜査部】

業務の分類

業務内容	
非常時優先業務	警察庁及び関係機関からの情報収集・連絡に関すること （複数行記載用）
継続の必要性の高い通常業務	重大サイバー事案に対処するための情報収集及び分析業務 重大サイバー事案に係る犯罪の捜査 （複数行記載用）

※ 上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務及び関東管区警察局全体の非常時優先業務を遂行するに当たり必要な安否確認等に関する管理事務を行う。